

告 示

埼玉県告示第八十四号

さいたま市からさいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕